1.議事日程第1号

(平成21年第4回大口町議会臨時会)

平成21年3月31日 午前9時30分開議 於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第36号 大口町税条例等の一部改正について及び議案第37号 大口町都市計画 税条例の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉	田		正	2番	田	中	_	成
3番	柘	植		満	4番	岡		孝	夫
5 番	宮	田	和	美	6 番	酒	井	廣	治
7番	丹	羽		勉	8番	土	田		進
9 番	鈴	木	喜	博	10番	齊	木	_	Ξ
11番	告	田	正	輝	12番	木	野	春	徳
13番	倉	知	敏	美	14番	酒	井	久	和
15番	宇	野	昌	康					

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	酒	井		鍈	教	育	長	長	屋	孝	成
政策調整兼 総 務	整室長 部 長	森			進	政 ^第 参 政策	き調整 事 調整記	<u>室</u> 兼 果長	大	森		滋
健康福祉 兼保険年	业部長 金課長	水	野	正	利	環境	建設部	『長	近	藤	則	義
会計管	理者	前	田	守	文	教	育部	長	Ξ	輪	恒	久

税 務 課 長 河 合 俊 英

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 近藤 登 次 長 佐藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長(吉田正輝君) ただいまから平成21年第4回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

(午前 9時30分)

会議録署名議員の指名

議長(吉田正輝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 丹羽勉君、8番 土 田進君を指名いたします。

会期の決定

議長(吉田正輝君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長(吉田正輝君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の2月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により 出席を求めておりますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第36号及び議案第37号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第4、議案第36号 大口町税条例等の一部改正について及び議案第 37号 大口町都市計画税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鍈君) 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきま した議案の説明をさせていただきます。

議案第36号 大口町税条例等の一部改正について、議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正についてにつきましては、ともに地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正をお願いするものであります。

以上で提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを 申し上げます。

議長(吉田正輝君) 議案第36号及び議案第37号について、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 議長さんの指名をいただきましたので、議案第36号 大口町税条例等の一部改正について及び議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正について、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第36号 大口町税条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の税条例の一部改正は、43ページ、平成21年度町税条例の一部改正要旨、改正の目的に 記載したとおりでございます。

43ページをお開きください。

平成21年度町税条例の一部改正要旨。

改正の目的、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設 及び上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し、並びに土地に係る固 定資産税の負担調整措置の継続等、所要の整備を図る必要があるため、改正を行うものであり ます。

1ページへお戻りをいただきたいと思います。

大口町税条例等の一部を改正する条例。

(大口町税条例の一部改正)第1条、大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。

個々の改正内容につきましては、11ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

大口町税条例等の一部改正新旧対照表、第1条による改正。

第35条の2第4項につきましては、給与所得のみの者が雑損控除や医療費控除等の控除を受ける場合の規定で、前年の改正により寄附金税額控除の規定が創設されたことに伴い、寄附金

税額控除の申告書の様式が施行規則第5号の5の2に定められたため、改正をするものであります。

第45条の2第2項につきましては、前年中の所得に公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その所得に係る所得割額を前項の特別徴収の方法により徴収額に加算して徴収することができる規定で、その後、公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、原則として普通徴収の方法となっていることから、今回の改正で削除をするものであります。

第45条の2第2項につきましては、旧条例第45条の2第2項が削除されたことによる項の繰り上げで、第3項を第2項とするものであります。

12ページをお願いします。

第45条の3につきましては、旧条例第45条の2第2項が削除されたことによる条文の整理で、 特別徴収税額の括弧書きを削除するものであります。

第45条の5第1項につきましては、仮特別徴収税額に関する規定で、旧条例第45条の2第2項が削除されたことによる条文の整理で、条文中特別徴収税額の括弧書きを削除するものであります。

次に、13ページをお願いします。

第45条の5第2項につきましては、当該年度の初日から9月30日までの間の特別徴収対象年金所得者が第45条の2第1項の適用がある場合の読みかえ規定で、旧条例第45条の2第2項が削除されたことによる条文の整理と項の繰り上げであります。

第45条の5第3項につきましては、第45条の5第1項で定める年金所得に係る仮特別徴収税額に係る特別徴収について、第45条の3の特別徴収義務者の規定等、旧条例第45条の2第2項が削除されたことによる条文の整理であります。

14ページをお願いします。

第54条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めた規定で、地方税法第348条第2項第9号が整理されたもので、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、社会福祉法人等がその目的の用に供する場合のほか、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人労働者健康福祉機構が医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産等が追加されたことによるものであります。

次に、15ページをお願いします。

第57条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を定めた規定でありまして、税法の条ずれによるものであります。

16ページをお願いします。

附則第7条の3につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、今回、

新たに個人住民税の住宅ローン特別控除が創設されるため、この条の租税特別措置法第41条第 1項に規定する「居住年」という用語が次条においても使用するため、この条において定義を するものであります。

また、旧の第3項は、所得税の住宅取得控除の控除額が減少する者に対する措置で、翌年度の町・県民税において減額を受ける場合の申告書の提出及びその期限の納税通知書が送達されるまでと定めたもので、送達後であっても町長がやむを得ないと認める場合は適用する規定で、今後は申告不要とするために削除をするものであります。

17ページをお願いします。

附則第7条の3の2第1項につきましては、今回、新たに個人住民税の住宅ローン特別控除が創設されたことによる条例の規定でございまして、平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除または年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の適用を受けた場合、居住年が平成11年から平成18年まで、または平成21年から平成25年までに限り、所得税から控除し切れなかった住宅ローン特別控除額を町民税から9万7,500円を限度として控除するものであります。

附則第7条の3の2第2項第1号及び第2号につきましては、前項の適用基準で、第1号は 町民税の申告書、所得税の確定申告書に住宅借入金特別控除額の控除に関する事項の記載があ る場合、また第2号は第1号のほか、適用年度の1月1日現在に給与支払い者が町長に対し、 給与支払報告書を提出する義務がある者から給与を受けている者で、年末調整により控除の適 用を受けている場合を定めるものであります。

次に、20ページをお願いします。

附則第11条につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の定義を定める規定で、見出しについて、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改正するものであります。

次に、21ページをお願いします。

附則第11条の2につきましては、平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例についての規定で、地下の下落傾向が続く場合には時点修正率に従い、評価額に反映させた価格で土地課税台帳に登録することができる措置を定めたものであります。見出しの改正と第1項及び第2項、ともに年度の改正であります。

附則第12条につきましては、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度 分の固定資産税の特例についての規定であります。

第1項は、宅地等に対して課する固定資産税の負担調整措置により、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えたものを当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改

正であります。

22ページをお願いします。

第2項は、第1項の負担調整措置により、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額を超える場合は10分の8及び10分の6の額を当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

第3項は、課税標準額の下限を評価額の20%の額にする規定で、条文中の年度の改正であります。

23ページをお願いします。

第4項は、住宅用地のうち負担水準80%以上のものは前年度課税標準額を据え置き、当該年度の課税標準額としますが、この額が評価額以上の場合は評価額を当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

第5項は、商業地等のうち負担水準の60%から70%以下のものは前年度課税標準額を据え置く規定で、条文中の年度の改正であります。

第6項は、商業地等のうち負担水準が70%を超えるものは評価額に70%を乗じた額を当該年度の課税標準額とする規定で、同じく条文中の年度の改正であります。

次に、24ページをお願いします。

附則第13条につきましては、農地に対して課する固定資産税の特例についての規定で、負担 水準、負担調整率、固定資産税額を定めており、見出し等の年度の改正であります。

次に、25ページをお願いします。

附則第16条の3第3項第2号につきましては、上場株式等の配当所得に係る町民税の課税の特例で、新たに住宅借入金特別控除の規定が定められたため、申告分離課税を選択した場合等の税額計算の条文に追加するものであります。

27ページをお願いします。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得を有する個人の町民税の課税の特例についての規定で、今回、土地の長期譲渡所得に係る特別控除が創設され、新たに租税特別措置法第35条の2第1項に、平成21年、平成22年中に取得した土地を5年間以上保有し、譲渡した場合、1,000万円の所得控除ができることとなったため、租税特別措置法第35条の2第1項を追加するものであります。

28ページをお願いします。

附則第17条の2第1項、第2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、その適用期限が平成26年に延長されたものであります。

29ページをお願いします。

第3項につきましては、収用等の特別控除の適用がある場合のこの特例の除外規定で、租税特別措置法第37条の9の5が追加されたものであります。

附則第18条につきましては、短期譲渡所得を有する個人の町民税の課税の特例についての規定で、第5項第2号は寄附金控除の税額計算に分離課税分も含まれることとなったための改正等で、税額計算の条文に追加をするものであります。

30ページをお願いします。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得を有する個人の町民税の課税の特例についての規定で、第2項第2号は寄附金控除の税額計算に分離課税分も含まれることとなったための改正等で、税額計算の条文に追加をするものであります。

続きまして、38ページをお願いします。

大口町税条例等の一部改正新旧対照表、第3条による改正であります。

昨年の6月定例会におきまして審議をいただいた大口町税条例の一部を改正する条例の附則の改正であります。これは、平成20年度税制改正において、上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率が平成21年1月1日からの2年間の経過措置が講じられましたが、今般3年間の経過措置に改正するに当たり、条例本則、附則ではなく、平成20年の一部改正の附則を改正するものであります。

続きまして、個人の町民税に関する経過措置でありますが、第2条第9項につきましては、 上場株式等に係る配当等に係る所得割の軽減措置の期間を定める規定中「平成22年12月31日」 を「平成23年12月31日」に改め、第1号、第2号の部分を削除し、平成23年12月31日まで、配 当所得の金額にかかわらず軽減税率の特例100分の1.8を1年延長とする規定であります。

41ページをお願いします。

第16項につきましては、上場株式等に係る譲渡等に係る所得割の軽減措置の期間を定める規定中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、第1号、第2号の部分を削除し、23年12月31日まで、譲渡所得の金額にかかわらず軽減税率の特例100分の1.8を1年延長とする規定であります。

42ページをお願いします。

第17項につきましては、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、 第13項及び第15項を削除したことに伴う条文の整理であります。

8ページへお戻りをいただきたいと思います。

附則、(施行期日)第1条、この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第2条の規定及び附則第3条第2項の規定、平成21年6月4日。

第2号、第1条中大口町税条例附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出し を付する改正規定、同条第1項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則 第8条第2項の改正規定(「前条第2項」を「前条」に改める部分及び「前条第1項」を「前 条」に改める部分を除く。)、同条例附則第16条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第 16条の4第3項第2号の改正規定(「第33条の7第1項前段」を「第33条の7第1項中「山林 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第17条第3項第2号の 改正規定(「第33条の7第1項前段」を「第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改 める部分を除く。)、同条例附則第18条第5項第2号の改正規定(「第33条の7第1項前段」 を「第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項 に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第19条 第2項第2号の改正規定(「第33条の7第1項前段」を「第33条の7第1項中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の 金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第19条の2及び第20条の改正規定、 同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定(「第33条の7第1項前段」を「第33条の7第 1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条例附則第20条の 4第2項第2号の改正規定(「第33条の7第1項前段」を「第33条の7第1項中「山林所得金 額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」 と、同項前段」に改める部分を除く。)並びに同条第5項第2号の改正規定(「第33条の7第 1項前段」を「第33条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、平 成22年1月1日。

第3号、第1条中大口町税条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定、平成22年4月1日。

第4号、第1条中大口町税条例附則第20条の2第1項の改正規定、平成23年1月1日。

第5号、第1条中大口町税条例第52条第6項の改正規定、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律 号)の施行の日。

(町民税に関する経過措置)第2条、第1条の規定による改正後の大口町税条例(以下「新条例」という。)附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税に

ついて適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固 定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度 分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の大口町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に関して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上で、議案第36号 大口町税条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例。

大口町都市計画税条例(昭和38年大口町条例第17号)の一部を次のように改正する。

3ページ、新旧対照表をお願いします。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表。

宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例についての規定で、見出しの年度改正を、附則第2項は、宅地等に対して課する都市計画税の負担調整措置により、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えたものを当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

附則第3項は、第1項の負担調整措置により、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額を超える場合は、10分の8及び10分の6の額を当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

4ページをお願いします。

第4項は、課税標準額の下限を評価額の20%の額にする規定で、条文中の年度の改正であります。

第 5 項は、住宅用地のうち負担水準80%以上のものは、前年度課税標準額を据え置き、当該年度の課税標準額としますが、この額が評価額以上の場合は、評価額を当該年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

第6項は、商業地等のうち負担水準が60%から70%以下のものは、前年度課税標準額を据え

置く規定で、条文中の年度の改正であります。

5ページをお願いします。

第7項は、商業地等のうち負担水準が70%を超えるものは、評価額に70%を乗じた額を当該 年度の課税標準額とする規定で、条文中の年度の改正であります。

附則第8項につきましては、農地に対して課する都市計画税の特例についての規定で、負担 水準、負担調整率、固定資産税額を定めており、見出し等の年度の改正であります。

6ページをお願いします。

附則第12項につきましては、固定資産税の課税標準となるべき価格の特例を都市計画税に準用する規定で、地方税法の引用条文の改正であります。

附則第13項につきましては、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例で、法附則第25条の3の平均負担水準方式の適用除外の規定の条文中の年度の改正であります。

1ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は平成21年4月1日から施行する。

第2項、この条例の規定による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上で、議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、10時30分まで休憩といたします。

(午前10時07分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

議長(吉田正輝君) これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により同一議員につき同一の議題について3回までとなって おりますので、御了承願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りま すようお願い申し上げます。

議案第36号 大口町税条例等の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 9ページで、ちょっと意味がわかりませんので。中段ぐらいに云々「先物取引に係る雑所得等の金額」という言葉が出てまいりますが、山林所得金額に加えて、先物取引に係る雑所得等の金額とあるのはどういうことなのかということと、その3行ぐらい下に、今度は「条約適用利子等の額」というのがあります。それから、またその下段の方に「条約適用配当等の額」というのがあるんですが、それはどういうことなのかということと、一番下の方の(5)のところで、平成21年法律何号と書いてなくて、ただ号とあって括弧で閉めていますけれども、これはどういうことなんですか。法律第何号という番号がないのはなぜなんでしょう、これ。まずそこだけ。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 御質問いただきました、先物取引等についてはしばらくお待ちいた だきたいと思います。

第5項の農地法の一部改正の法律につきましては、今回の税法改正もそうですが、地方税法 の改正の公布日が本日、3月31日ということで公布されますので、まだ法律番号等は公布され ておりません。そんな関係で、まだ施行前ということでございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 改正の主な内容に、改正要旨の最後のページに解説してありますが、43ページで、上場株式等の配当所得を10%の軽減税率、所得税7%、住民税3%を継続するということですね。

今、不況の中で、例えばアメリカでも約72兆円の不況対策費とかと言われますけれども、そのうちの36%は低所得者に向けた減税措置。オバマ大統領は、今、必要なことは低所得者に対する施策、いわゆるボトムアップ、底辺の人たちを引き上げるということが景気対策・不況対策として大切なんだと言っているんですね。これは、私どもはアメリカを全部毛嫌いではなくて、有効な策だなあと思っておるんですが、今回のこの税制改正にはそういう内容は全く見受けられない。一方で、アメリカナイズされた貯蓄から投資へということを促すために、引き続き上場株式等の配当所得に対する軽減税率を、本来20%であるものを10%に引き下げるというやつを継続するという内容で、これは一定の所得以上の資産家に対する優遇税制であって、低所得者に対する施策は何も見受けられない。こういうことが本当に私は片手落ちだなあというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) アメリカの新しい政権での対応は、今、議員からお話があったように、新聞等で私も認識をしております。

今回、2009年度の税制改正につきましては、私どもは直接町税条例、あるいは町の都市計画 税条例の改正に係る部分は、今回御提案をさせていただいたものが内容となるわけでございま すが、そのほかに直接地方公共団体、町としてかかわれない部分での対策は、それなりに国に おいて対応がとられておるというふうに、新聞等での情報からは認識をいたしております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 伺いたいのは、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に対する税率特例の見直しですけれども、これは「100分の3」を「100分の1.8」にするというふうで、以前の条例の附則にも書かれておるわけですね。1.8%というのは、町村の取り分が1.8%ということなんですか。市町村の取り分が1.8%で、県が何%なんですか。国が何%なのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいんですけれども。今の説明ではそういったことがちょっとなかったもんですから、教えてください。

それから、長期優良住宅というのは、これは新しいものですけれども、これまでも床面積が一定の条件であれば、これ3年間でした、最近は5年間になったのかな、これね。新築後5年間について、一定の床面積についての2分の1の軽減が既にあったように思うんですけれども、それと、この長期優良住宅についての減税といいますか、これとの違いですね、そこはどういう違いがあるのか、これも御説明がなかったものですから、お教えをいただきたいというふうに思うんです。私からすれば、長期優良住宅、200年住宅といって大々的に宣伝しているみたいですけど、とても200年ももつ代物なのかどうなのか、それもよくわからんのですけれども、どういった住宅なんでしょうか。ちょっとよくわかりませんので、これも教えてください。

それから住宅用地、固定資産税のことで主に聞いていきますけれども、住宅用地の中で負担 水準というのがあるんですけれども、この負担水準というのは一体どうやって導き出す数字な んでしょうか。前にも聞いた覚えがあるんですけれども、忘れてしまうもんですから教えてほ しいんです。

それから、負担水準が80%以上の土地か未満の土地か、また20%を下回るかどうなのか、そこら辺で課税のあり方が変わってくるわけですけれども、大口町の住宅用地では、負担水準というのは一体どのくらいの水準にあるのか、80%を超えるようなところというのはあるんでしょうかね。そこら辺のところも教えてほしい。

それからもう一つは、農地においても、たしか負担調整率のようなものがあって、毎年毎年

上がっていくように私は理解しているわけですけれども、農地の課税というのは一体今現状ど うなっているのか、教えていただきたい。

それから、以前私が議員になったばかりのときだったと思うんですけれども、農協の組合員さんたちが中心になって、たしか温室等についての固定資産税の減免をしてほしいという請願が上がってきていた覚えがあるんですね。それは温室等について、例えば床がコンクリート張りになっているようなものだと、それは雑種地で課税されていると。そうじゃなくて、農業の用に供しているわけだから、農地としての課税をしてほしいというような内容だったように私は記憶しているわけですけれども、そういう書面もたしか13年か14年ぐらい前にあって、その後、どうなったのかということをよく把握はしていないわけですけれども、そこら辺の課税のあり方というのは一体どうなっているのか、ぜひ伺っておきたいなあと思います。

それから、私がけさ来て連絡箱を見たら、このごみ処理基本計画というのが入っておったわけですけれども、これにも関連するわけですが、最近は生ごみとは言わない、食物資源という言い方を役場の方もされてみえると思うんですけれども、これを堆肥化して循環させていくということも積極的におやりになるということも公言してみえるわけですけれども、そのためにはやはり農地の保全、農地を維持してもらうことというのは、私は大切なことだというふうに思うんですね、一方で。そのための大口町独自の農地に対する税制の考え方が私あってもいいと思うんです。さっき言いましたけれども、例えば温室等々の課税のあり方、こういうものはじゃあ一体どうなっているのかだとか、今答えられないにしても、そういうのを一つ一つ調べることによって、これから生ごみというか、食物資源を堆肥化して、それを活用していく、その活用をどうやってやっていくのかも含めて農地に対する税制、これもどうしていくのかということをやはりきちっと考えていかないかんというふうに思うんですね。

そういう意味で、農地に対する税制の物の考え方ですね、それはどういうふうに考えてみえるのか、ぜひ伺っておきたいというふうに思います。以上です。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) まず、上場株式の配当及び譲渡益の住民税の減免措置についての御質問をいただきました。

現在、この上場株式等の課税につきましては、原則は20%の課税ということで、住民税が5%、所得税が15%、平成21年度、22年度は原則その課税でございまして、21年度からはそれが特例措置として10%となるという規定でございます。この特例を継続いたしまして、本年度も10%課税ということで、住民税が3%、所得税が7%ということでございます。

続きまして、長期優良住宅の御質問をいただきました。

長期優良住宅は御質問にございましたように、200年住める、世代を超えて住めるような住

宅ということで、これもそういった認定要件といたしましては、数世代にわたって使用できる耐久性のある構造躯体を持つもの、それから大地震後も必要な補修で継続的に使用できるもの、また3点目としては、耐用年数の短い内装・設備は点検、補修が容易にできるというようなことで、少々の手を加えることによって長く使用できるというものでございます。

そして、基準といたしまして、御質問にありましたように、現行の固定資産税の家屋につきましては、一般住宅は3年間、税額が2分の1になります。3階建て以上の耐火構造の居宅にあっては、これが5年間ということになります。今回、長期優良住宅になりますと、3年間が5年間、そして耐火構造の3階建て以上の居宅については7年間ということで、2年間延長されます。これは、通常の固定資産の軽減額にかえて、この200年住宅の軽減を適用するというものでございます。

それから、住宅用地の負担調整措置の計算の仕方でございますが、負担水準の方の計算式といたしましては、前年度の課税標準額を新年度の評価額で割るというものでございます。ただ、小規模住宅用地につきましては、それぞれ3分の1、あるいは6分の1が分母となります。

そして、現在の評価の水準でございますが、今回、評価替えを行いまして、この税法改正を行いますのは、3年間をワンスパンで評価替えを行うごとに特例措置を3年ごとに継続していくというものでの改正でございますが、今回の評価替えにつきましては、昨年の1月1日を基準として標準地77ヵ所の鑑定評価を行い、その価格をもとに路線価を設定いたしました。そして、さらに7月1日時点での時点修正を加えての評価額となっております。そして、全体の評価額そのものについては大きな変動はございませんが、おおむね9割の路線については、平成18年の評価に比べ下落しております。

なお、今回の条例改正により継続される負担調整を用いますと、実際には住宅用地ではおおむね85%、それから非住宅の用地ですと90%以上の土地が固定資産税は据え置きがかかるというようなレベルにございます。20%ですね、そのような0.5以上の引き上げになるような土地はございません。

それから農地の課税でございますが、農地の評価の仕方といたしましては、調整区域につきましては、おおむね地域ごとになりますが単価方式でございます。例えば秋田地区幾らというような単価設定でございます。今回は評価替えについても変更はございません。基準地が、一番高いところでも134円、一番安いところで110円と、これは田の評価でございます。畑も同様な評価でございまして、基準地が99円、そして低いところで80円というような評価でございます。

それから、市街化評価につきましては、路線評価の単価から一定の造成費分を控除いたしま して、それに0.8を掛けたものが田畑の市街化区域の評価額となります。 そして、温室の事例を出していただきましたが、土地の利用状況による固定資産税の土地の 課税でございますが、御質問のとおり、温室と一概に言いましてもいろんな建設方式がござい ます。今、御質問いただきましたように、全面コンクリートを下に張られまして建築物として 建てるものであれば宅地ないし雑種地評価ということになります。ハウスの形態にもよろうか と思います。宅地になる場合もあれば、雑種地の課税の場合もあります。そして、容易に農地 に復することができるというような形態ですね、トマト栽培だとか、そういった土地に直接栽 培されるような農法であれば、評価を変えておらないかと思います。

それと関連しまして、農用地の課税につきましては、例えば草生えの農地、そういったものも雑草等を取り除けば容易に復するものであれば、あえてそれを雑種地評価といったようなことにはしておりません。通常、埋め立て等をしまして、別途使われる用途になっておる状況での判断ということになろうかと思いますが、放棄されている状態のものを即雑種地とか、そういうような評価ではございません。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 一度町独自の食物資源を堆肥化していく上でも農地は大切ですので、町 独自の農地に対する税制についても、改めて御検討いただきたいなあというふうに思います。

長期優良住宅についてはよくわかりました。通常よりも2年ずつ軽減されるのが延長される んだということであります。

それから、ちょっと私がわからなかったのは、その農地の中で市街化区域の農地ですけれども、それは路線価評価から造成費を引いて0.8を乗ずるとこの評価額が出てくるということはわかったんですけれども、それが評価額なんですね。課税標準額というのは別にあると思うんですけれども、この課税標準額とこの評価額の兼ね合いによって固定資産税の引き上げなり、引き下げなり生まれてくるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、今、住宅用地については85%、それから非住宅の場合は宅地という意味ですね。非住宅については90%程度が固定資産税は据え置きになるということなんですけれども、農地においては、調整区域においては昨年と同じ水準を維持するということですので、上がらないということはわかったわけですけれども、市街化区域においてはどういう状況になるのか、教えてください。

議長(吉田正輝君) ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時53分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時57分)

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今、吉田議員さんの質疑にお答えをしておる場でございまして、ちょっと場違いな回答になるかもわかりませんけれども、先ほど田中議員さんからお話がありました先物取引に係る云々というお話ですけれども、どうもその先物取引に係る改正につきましては、平成17年度の税制改正の中であったものでございまして、先物取引に係る維所得等の課税の特例等の見直しということで、平成17年度の税制改正でございます。所得税及び個人の住民税の先物取引に係る維所得等の課税の特例の適用対象に、これは17年度ですので、平成17年7月1日以後に取引上金融先物取引をし、かつ当該差金等の決済に係る事業所得及び雑所得が追加をされますという、このときの改正を受けた今回の附則の改正ということだと思いますが、これ以上ちょっと詳しいことは御説明できませんので、申しわけございませんが、よろしくお願いします。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 農地の負担調整でございますが、農地につきましても、今回は調整 区域は据え置きでございますが、負担水準に応じまして負担調整率1.025から1.1というような 負担調整措置がございます。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 申しわけございません。今、御質問いただいた件に ついて、資料等を確認しておるところでございますが、どうもまだ見当たらないようでござい ます。まことに申しわけございません。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 改正要旨の中の長期優良住宅の普及等の創設というところですが、これは平成21年6月4日から平成22年3月31日までと、これは8ヵ月間ぐらいですか、この間に新築された認定長期優良住宅ということになっておりますが、新築されたという時点ですね、これはどの時点を指して言うのかということですが。家を建てられると工事の検査があって、それから税務課さんが来て課税されると。それから登記があると。その時点はいろいろあろうかと思いますけれども、新築という認定ですね、意味合い、これをちょっと教えてください。議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 家屋の建築につきましては、基本的には完了検査が終わりまして、 登記された物件であれば登記による新築年月日を新築年としております。登記されない物件に つきましては、完了検査を行っておればその日になります。また、そういったものもない場合ですと、おおむね利用され始めた日を御本人さんに確認しまして、それを建築年としております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) そうすると、今の答弁では、考え方はばらばらということですね。要するに、登記されていなくても、入居されていたら、それを新築年度とみなすというような話ですね。

それともう1点、今、ここに書いてあります中高層の建物も該当するわけですけれども、要するに、中高層になってきますと、今、確認申請の方、適判とかいろんな絡みがありまして、要するに3ヵ月、4ヵ月の日にちを要するわけですよね。それで、今ここに書いてあります平成22年3月31日まで、これ8ヵ月ぐらいしかないんですけれども、この間にそういう建物が完成するかということですが、かなり短いもんですから、ちょっと私は不審に思いましてお尋ねするわけですけど、お願いします。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 先ほどの建築年の設定の仕方がばらばらということでございますが、そうではなくて優先順位ですね。登記されたものであれば、後日のことにもかかわってきますので、登記を優先して、これが1年なり2年なり、違っているというケースもあるかもしれませんが、基本的には日にちの違い等、それぐらいのスパンであれば登記を優先しています。登記される分には、恐らく建築完了検査なりの日にちがあろうかと思いますので、それを優先しているということであります。登記されない分についてはその完了検査の日にち、そういったものにしておるということでございます。任意にしているということではないと認識しております。

それから、確かに今回の長期優良住宅、こういう法令改正で1年間というような期限がありますので、これも私どもも疑問には思っているところでありますが、法改正でございますので、 御理解いただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 確認だけで申しわけないですが、これは22年3月31日までに登記または入居の確認がとれなければ適用は受けられないと、そういう意味合い、解釈でよろしいですか。

議長(吉田正輝君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 結構でございます。建築年は、あくまでも私どもが家屋調査を行いまして、それで家屋台帳に登載したものをもとに課税をさせていただくということでございます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) これをもって議案第36号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正について質疑に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって議案第37号の質疑を終了いたします。 以上で、議案に対する質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第36号 大口町税条例等の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 当一部改正につきましては、株式等に対する配当所得に対する特例が行われているわけであります。本来、20%の税率を10%に軽減するということでありますが、先ほど質疑の中でも申しましたように、この不況の中で最も暮らしや営業で苦しんでおられる、そうした所得の低い皆さんに対する減税措置は何ら見当たらない。そうした中で、株式等による配当を得ている皆さんを優遇するという措置だけが非常に目立つのであります。

今必要なのは、本当に税の面でいえば、庶民に対する、とりわけ所得の低い皆さんに対する 減税措置を講じなければ消費も進んでいきませんし、内需主導の健全な国民に基盤を置いた経 済の回復、こうした道行きも大変厳しいものになろうというふうに思います。

アメリカナイズされて、貯蓄から投資、投機、そういう流れを一層促進させたいという政府の意図がここに見えるわけでありますけれども、今、国民が持っている個人金融資産は1,500 兆円と言われております。これをどんどんどんどんと株式投資などに誘導するというようなことがここにあるわけでありますけれども、アメリカの金融危機等の実態を見ますと、アメリカの5 大証券投資会社は全部破綻をしています。GMなど大手の自動車産業も破綻をして、公的資金の投入が連続的に行われておりますけれども、これらの企業は本来のものづくり、ここの手を抜いて、投機によって短期の企業利益を追求するという、それの繰り返しによって経営破綻を来したというふうに言われているところあります。そういう中で、庶民が将来に対して不

安を払拭して、個人金融資産が健全に消費の方に回るというような誘導策こそが私は必要では なかろうかなあというふうに思っているところであります。

いずれにしろ、そうした理由でこの条例改正については反対をさせていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 議案第36号 大口町税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における住宅ローン特別 控除の創設など、その他税率の見直しなど所要な整備が図られるものであり、適正な条例改正 だと思いますので、賛成をいたします。

議長(吉田正輝君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第36号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第37号 大口町都市計画税条例の一部改正について討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第37号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(吉田正輝君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって平成21年第4回大口町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 吉田正輝

大口町議会議員 丹羽 勉

大口町議会議員 土田 進